

令和5年度「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」募集要領

※募集期間延長

1. 募集の趣旨

高齢単身世帯や高齢者のみ世帯について、大家が入居制限する理由として、孤独死などの不安等が挙げられており、また、生活支援が必要な高齢者の住まい等の受け入れ先が見つからない等の課題がみられます。これらに対応するため、社会福祉法人が不動産関係団体と連携し、高齢者の入居支援と、入居後の見守りサービスを提供する事例等があるところです。

厚生労働省においては、高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようにしております。

一方、地域支援事業等により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体の数は十分とは言えず、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から検討が進まないとの意見もいただいているところです。

このため、本事業では有識者や厚労省職員等を派遣し、高齢者の住まいの確保と生活支援を行う事業の実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等を行い、事業の立ち上げ・実施に向けた伴走支援を行っていくものです。

2. プロジェクトの応募概要

○ 応募主体：下記のいずれか

① 市区町村

※ 福祉部局又は住宅部局のいずれか一方でも連名でも応募可能

※ 法人（社会福祉法人等）、都道府県、近隣市町村との連名も可能

② 法人（社会福祉法人・居住支援法人等）

※ 市区町村との連名も可能

※ 法人応募の要件として、本事業実施中は、市区町村に対して連携を積極的に働きかけるものとする。

○ 支援内容

- ・ 有識者、厚生労働省職員、国土交通省職員等の現地派遣
（勉強会の講師、関係者との調整等）
 - ・ 課題の相談及びアドバイス
 - ・ 制度や他の取組事例、パンフレット等の情報提供
 - ・ 第一線で活動されている実務者・行政職員等の紹介
- ※ なお、本プロジェクトの事務局運営は外部事業者に委託予定です。
- ※ オンラインと対面を併用して支援いたします。

○ 支援の期間

令和5年6月頃～令和6年3月（予定）

（留意事項）

- ※ 高齢者の住まいの確保と生活支援の取組は、地域の関係者による主体性・合意が重要であり、本プロジェクトにより、こうした取組を進めるための関係者間の調整等を一層促進することがねらいです。
 - ※ 本プロジェクトに資金面の支援は含まれていません。高齢者の住まいの確保と生活支援の取組を実施するための費用については、地域支援事業の活用等をご検討ください。
 - ※ 応募の際には、今後働きかけをする場合を含め、連携する団体名とその役割を可能な限り明記すること。
 - ※ 選定団体については、厚生労働省が開催するセミナー等において、発表等をお願いする場合がございます。
 - ※ 本プロジェクト運営事務局等の外部委託手続スケジュールにより、支援の開始が前後する可能性があります。
 - ※ 団体が取り組む予定の支援対象に、高齢者が含まれていることが必須です。
 - ※ 昨年度までの伴走支援プロジェクトの支援・進捗状況をまとめたパンフレットを添付するので、適宜参考にしてください。
- 令和4年度高齢者住まい・生活支援伴走事業パンフレット
（地域における居住支援の実現に向けた多様なアプローチ）
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001090730.pdf>
 - 令和3年度高齢者住まい・生活支援伴走事業パンフレット
（地域における居住支援の実現に向けた多様なアプローチ）
URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000934597.pdf>

3. 応募の手続き

○ 募集期間 ※期間延長

令和5年5月12日（金）～令和5年6月23日（金）中必着

○ 提出先・方法

自治体向け、法人向けそれぞれの応募用紙に記載のうえ、募集期間中に下記の担当部局へ、電子メールにて提出すること。

※ 提出時のメールの件名は、

【提出】●●県○○市（所在の都道府県・市町村名）伴走支援プロジェクト

【提出】●●県○○法人（所在の都道府県・法人名）伴走支援プロジェクト

とすること。

※ 応募用紙のファイル名も同様に、

「●●県○○市」、「●●県○○法人」とすること。

<提出先>

厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者居住支援係

E-mail:kourei-juutaku@mhlw.go.jp

4. 事業の選定

・地域特性や選定により見込まれる効果などを踏まえ、合計で10団体程度を想定

・令和5年6月中に選定結果をメールにて連絡する予定

※ 選定に先立って、追加の聞き取りを実施する可能性があります。

※ 選定されなかった場合にも、提出頂いた応募内容は、必要な範囲で関係省庁や有識者と共有させて頂き、応募者を含めた高齢者の住まいの確保と生活支援に取り組む方々の支援に役立たせて頂きます。

5. 問い合わせ先

厚生労働省老健局高齢者支援課高齢者居住支援係 松本、落合

E-mail:kourei-juutaku@mhlw.go.jp

電話 03-5253-1111（内線：3981, 3976）

※ 可能な限りメールにてお問い合わせ願います。